

新庄市子ども家庭総合支援拠点の設置について

子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法の規定に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情を把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行うことを目的に設置するものです。

1. 対象

市内の全ての子どもと家庭及び妊産婦等を対象とする。

2. 業務内容

- ① 子ども家庭支援業務にかかる業務（実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
（相談・通告の受付、受理会議、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導、児童記録表の作成、支援の終結）
- ③ 関係機関との連絡調整
（要対協の活用、児相との連携・協働、他の関係機関等との連携）
- ④ その他の必要な支援（里親支援等）

3. 設置形態及び職員配置等

類型及び配置人員等

	人口規模	子ども家庭支援員 (1名非常勤可)	心理担当支援員 (非常勤可)	虐待対応専門員 (非常勤可)	合計
小規模A型	児童人口概ね 0.9万人未満 (人口約5.6万人未満)	常時2名	—	—	常時 2名

◇職員配置計画

要対協調整担当者常勤職員2名（他業務兼任可、専任の場合は1名）

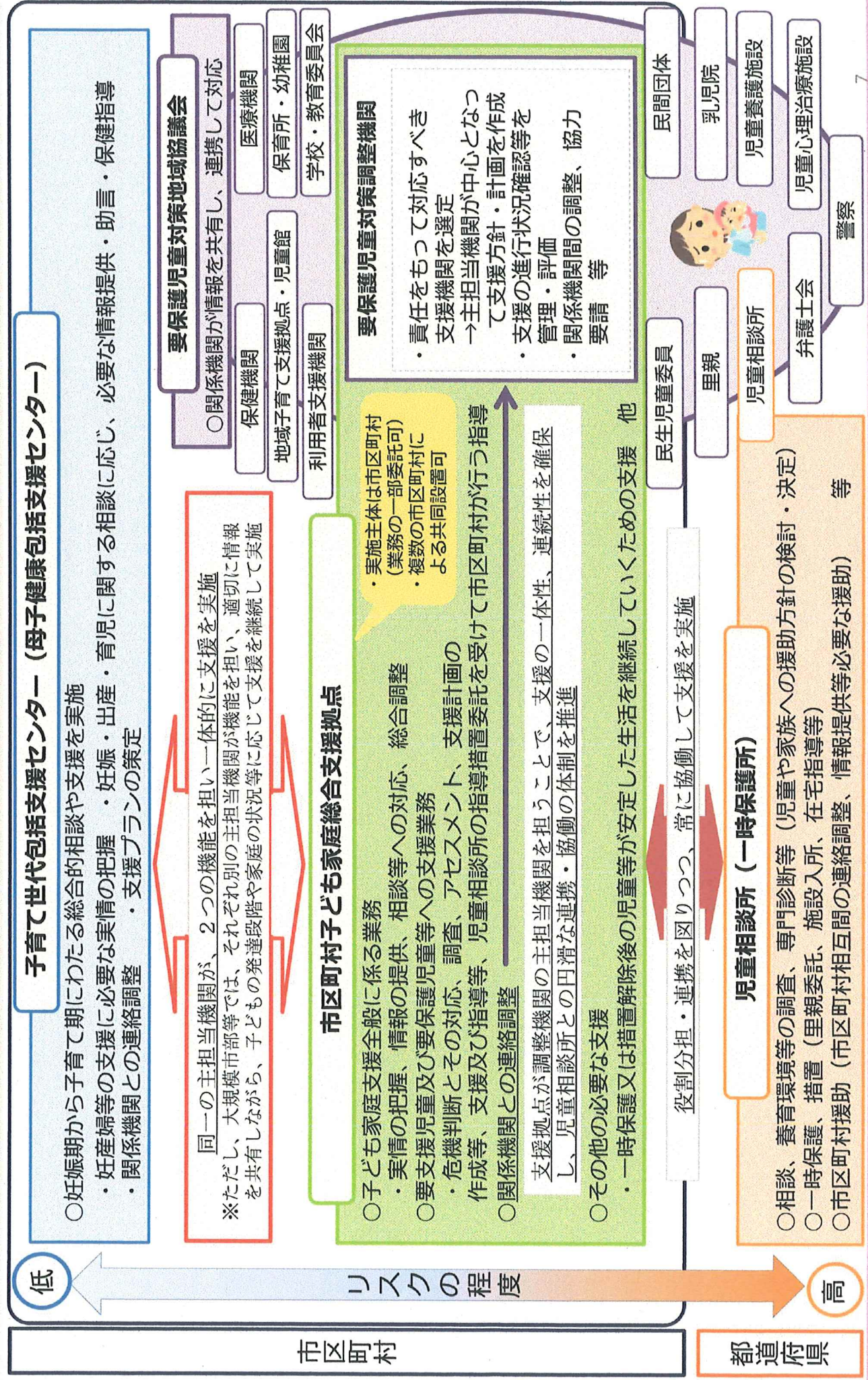
家庭児童相談員1名は専任。1名は兼任とする。

4. 設備・器具

設備基準（面積要件なし、○既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能）

設備等		器具等	
相談室	☆改修	鍵のかかる書庫	
親子の交流スペース	☆相談室内へ改修	コンピュータ等のOA機器	○
事務室	家庭児童相談室 (子育て推進課)兼務	虐待相談・通告受付票等の相談記録を電子ファイルとして整理する仕組み	○
その他の必要な設備		児童相談管理記録システム	今後検討

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。